

2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ実装計画（仮称）策定業務委託 業務説明資料

1 総則

（１） 適用範囲

本仕様書は「2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ実装計画（仮称）策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

（２） 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）の契約規程及び委託契約約款等を遵守することとする。

（３） 件名

2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ実装計画（仮称）策定業務委託

（４） 履行期限

2026年3月31日（火）

（５） 履行場所

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会他

2 業務の概要

2025年3月に発出予定の「2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、協会事業や出展・展示のアクセシビリティ確保が円滑に進められるようにするため、ハード・ソフトが連携した一体的な推進を図るための基本的な考え方を定めた「アクセシビリティ実装計画（仮称）」（以下「実装計画」という。）の策定及び、学識経験者や障がい当事者等（以下「当事者等」という。）との「アクセシビリティ推進意見交換会（仮称）」の開催・運営を行う。

3 業務内容

受注者は、本業務を実施するにあたり、バリアフリー関連規程類の内容を精読し、理解した上で業務を進めること。

（１） 実装計画の策定

ガイドラインにおいて、個別の施設整備やサービスの取組における推奨基準・標準基準等を定める予定だが、これらは施設や設備等の個別な基準等であり、実際の事業運営においては全体を通した考え方が必要となる。

本博覧会における来場者の一連の移動・行動動線におけるアクセシビリティの確保を念頭に、ハード・ソフト連携による障がい特性別の基本的な考え方を示すとともに、様々なICT等の支援技術や人的支援方策を整理し、これらの特性を踏まえ本博覧会で有用性の高い方法を選定し、実装計画をとりまとめる。

なお、本検討にあたっては協会関係者との調整に加え、当事者等へのヒアリング等を踏まえて策定を進めるものとする。

主な検討項目は以下のとおりである。

- ア 大規模イベント等におけるアクセシビリティ事例調査
- イ 障がい特性別の移動・行動動線の分析
- ウ ICT 等の支援技術等の特性整理及び評価
- エ 実装計画（案）の検討
- オ 当事者等を交えたアクセシビリティ実装計画（案）の検証
（（２）において実施）
- カ 上記を踏まえた実装計画の策定

（２）アクセシビリティ推進意見交換会（仮称）の運営支援

実装計画を策定するにあたり、協会事業として整備する内容及び実施するサービス提供等に関して、計画段階において、当事者等に実装計画（案）を示し意見交換等を行う。また、実装計画の策定後、設計段階においても当事者等と意見交換等を行う。必要に応じて、個別事業のヒアリングも実施するものとする。

意見交換会においては、設計図面等をわかりやすく資料提供するとともに、現場確認やモックアップ検証等も必要に応じ企画し、具体的かつ実効的な会議運営を心掛ける。

会議運営に係る費用負担、参加者への謝金・交通費の支払いを行う。意見交換会の開催日程及び開催方法の詳細については、発注者と協議の上、決定する。なお、意見交換会は３回（半日想定）程度を想定している。

主に各意見交換会において実施する内容は以下のとおりである。

ア 招集・調整事務

参加者招集、情報保障手配、参加者事前要望調整、会議関係手配他。

イ 事前調整

事務局打合せ、学識経験者との打合せ等。

ウ 資料作成

各所管課から提出される資料をもとに考え方等をわかりやすくまとめた資料作成。

エ 運営事務

会場設営、謝金支払事務、会議進行、撤収等。

オ 記録作成

議事概要の作成・参加者への確認事務。

※個別ヒアリングについて

個別団体等とのヒアリング（調整・実施・記録作成）を実施するものとする。回数は５回程度を想定している。

(3) 先行事例の視察及びフィードバック

2025年に開幕する「2025年日本国際博覧会」(以下「大阪・関西万博」という。)について、現地での運用実態や整備内容等を確認し、本博覧会へのフィードバック事項をとりまとめる。

視察に先立ち、大阪・関西万博のユニバーサルデザインの取組に関係した学識者等へのヒアリングを実施し、視察のポイントなどをまとめる。

視察については協会関係者の他、本博覧会でアクセシビリティ推進のアドバイザーとなる学識経験者1名も参加し、現地視察の結果についてとりまとめるものとし、学識経験者への謝金・交通費を負担し支払いを行う。

(4) 業務打合せ等

業務打合せは実装計画を策定するまでは、1週間に1回程度の実施を想定している。策定後は、2週間に1回程度を想定している。また、WEB会議も可能とする。

(5) 全体の想定スケジュール

月	内容
～ 8月	・実装計画(案)の検討 ・意見交換会(1回開催) ・個別ヒアリング(必要に応じて実施) ・大阪・関西万博への視察(時期については調整すること) ・実装計画の策定(8月)
9月 ～ 3月	・意見交換会(2回開催) ・個別ヒアリング(必要に応じて実施)

4 成果品

(1) 業務で作成した資料の電子データ(DVD等格納)

(Microsoft Office等により編集可能なデータも併せて格納すること)

(2) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

5 参考資料等

(1) 上位構想、既往計画等

- ・旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案(2018年3月)
- ・2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書(2019年7月)
- ・国際園芸博覧会検討会報告書(2020年2月)
- ・旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画(2020年3月)

- ・横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（2021 年 5 月）
- ・（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（原案）（2021 年 6 月）
- ・2027 年国際園芸博覧会基本計画（2023 年 1 月）
- ・2027 年国際博覧会 サステナビリティ戦略（2024 年 3 月）
- ・2027 年国際園芸博覧会 来場者輸送基本計画（2024 年 3 月）
- ・2027 年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドライン（2025 年 3 月策定予定）

（２） 関係規則等

- ・AIPH 規則(AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)
- ・General Regulations of International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan
- ・Special Regulations
- ・過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則

（３） ＨＰ公表資料

- ・公益財団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト
<https://expo2027yokohama.or.jp/>
- ・国際園芸博覧会の招致（横浜市 HP）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/kentoiinkai.html>
- ・旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（横浜市 HP）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/kukakuseiri/kamiseya/plandesign/kihonkeikaku.html>
- ・国際園芸博覧会検討会（農林水産省・国土交通省共管）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html

（４） その他

国際園芸博覧会・関係規則等 なお、規則関係の更新に注意すること。

6 その他

- （１） 業務の実施に際し、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出することとします。
- （２） 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければなりません。
- （３） 受託者は、委託期間中、業務内容全般を把握している現場責任者 1 名以上と業務従事者 1 名以上を置き、委託者と連絡調整を行うこととします。なお、業務打合せには、原則としてこの 2 名は出席することとします。
- （４） 受託者は、本業務の実施にあたり、協会等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこととします。

- (5) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとします。
- (6) 受託者が協会等の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償することとします。
- (7) 本資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けることとします。
- (8) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとします。
- (9) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (10) 「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を 順守することとする (https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/)
- (11) 政策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (12) 成果品についての著作権などの全ての権利は、協会に帰属するものとし、協会と協会が指定する第三者に著作者人格権を行使しないこととします。
- (13) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとします。